

「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案の意見・情報の募集」の結果について

令和6年12月2日  
農林水産省消費・安全局

「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案」及び「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案」について、令和6年7月1日から令和6年7月30日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を取りまとめましたので、お知らせします（別紙1）。

また、「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令」及び「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令」については、意見募集時の案から一部技術的修正を行っております（別紙2及び別紙3）。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
電話：03-3502-8111（内線4500）